証券コード　6090
平成28年６月８日

株　主　各　位

山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　菅　野　隆　二

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成28年６月24日（金曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月25日（土曜日）午後２時（受付開始午後１時30分）

２．場　　所　山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２
鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）
レクチャーホール

３．目的事項

報告事項

1　第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2　第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第４号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

４．招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名に委任する場合に限られます。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

（3）本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://humanmetabolome.com/ir/genmeeting）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://humanmetabolome.com/ir/genmeeting）に掲載させていただきます。

◎定時株主総会終了後に株主のみなさまに当社に対するご理解を深めていただくため、会社説明会及び研究所見学を１時間30分程度開催する予定でございますので、ご多用とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようご案内申し上げます。

◎当日は、お土産を用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し１個とさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済は雇用・所得環境の改善等が続き堅調に推移しましたが、中国をはじめとした新興国の経済成長の減速感が懸念材料となり、依然として不透明な状況で推移しました。国内においては、企業業績や雇用環境等の改善を受けて緩やかな回復基調で推移しましたが、年明け以降円高・株安傾向に転換するなど、予断を許さない状況にあります。

当社が属するライフサイエンス業界においては、高齢化を背景として医療費の増加が続く中、予防医療の推進等に期待が高まっています。また、昨年４月に発足した日本医療研究開発機構（AMED）による医療関連の研究開発支援が進められています。

このような状況の中、当社グループでは、メタボローム解析事業の受注拡大に向けて、セミナーやキャンペーンを中心に積極的な販促活動を継続的に実施するとともに、更なる顧客基盤・収益基盤の拡充に向けて、新たな測定・解析プランの開発等に取り組んでまいりました。

また、大うつ病性障害バイオマーカーの事業化に向けて、共同研究先であるシスメックス株式会社と連携して技術的課題の解決に取り組み、平成27年９月に同社との間で同バイオマーカー関連特許に関するライセンス契約を締結いたしました。更に、うつ病検査キットの開発を推進することに加え、より多面的な観点からバイオマーカー事業を当社グループの新たな収益源として確立することを目的に、平成28年１月にその受け皿として新たに子会社（HMTバイオメディカル株式会社）を設立いたしました。

これらの結果、メタボローム解析事業の受注が前年同期比で順調に増加したことや、シスメックス株式会社とのライセンス契約による一時金収入を計上したこと等により、当連結会計年度の売上高は780,377千円（前年同期比13.7％増）となりました。また、営業損失は70,357千円（前年同期は100,512千円の営業損失）となり赤字幅が縮小いたしました。

一方で、営業外収益に計上される補助金収入が5,047千円に減少した（前年同期は75,289千円）こと等から、当連結会計年度の経常損失は71,007千円（前年同期は17,560千円の経

常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は71,469千円（前年同期は34,728千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

	平成27年３月期	平成28年３月期	増減率
売上高	686,618千円	780,377千円	＋13.7%
営業損失（△）	△100,512千円	△70,357千円	－
経常損失（△）	△17,560千円	△71,007千円	－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△34,728千円	△71,469千円	－

セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前年同期との比較・分析は変更後の区分に基づいております。

＜メタボローム解析事業＞

	平成27年３月期	平成28年３月期	増減率
売上高	620,544千円	703,937千円	＋13.4%
（内国内売上高）	547,494千円	600,665千円	＋9.7%
（内海外売上高）	73,049千円	103,271千円	＋41.4%
セグメント利益	230,875千円	300,436千円	＋30.1%

国内においては、前期に強化した営業体制のもと、大口案件獲得に積極的に取り組んだ他、セミナー等を151回開催し医薬分野での販促に注力いたしました。海外においては、米国においてダイレクトメールや学会でのプロモーション活動に効果が見られ、SCOPEシリーズを中心に売上が伸長した他、韓国・シンガポールなどアジア圏からの受注獲得にも注力いたしました。この結果、売上高は703,937千円（前年同期比13.4%増）、セグメント利益は300,436千円（前年同期比30.1%増）となりました。

＜バイオマーカー事業＞

	平成27年３月期	平成28年３月期	増減率
売上高	20,030千円	31,290千円	＋56.2%
セグメント損失（△）	△81,304千円	△60,452千円	－

（注）本事業においては海外の売上高はありません。

当事業セグメントにおいては、大うつ病性障害バイオマーカーの事業化に向け、かねてより共同研究を進めてまいりましたシスメックス株式会社とライセンス契約を締結したことに伴う一時金収入を計上いたしました。また、精神科専門病院との提携による大うつ病性障害の有償臨床検査受託にも引き続き注力いたしました。

加えて、より多面的な観点からバイオマーカー事業を当社グループの新たな収益源として確立することを目的に、新たに子会社（HMTバイオメディカル株式会社）を設立し、同社の立ち上げに伴い大うつ病性障害バイオマーカーの実用化・事業化に向けた製品開発・臨床開発等の本格的な投資を開始いたしました。この結果、売上高は31,290千円（前年同期比56.2%増）、セグメント損失は60,452千円（前年同期は81,304千円のセグメント損失）となりました。

＜人材派遣事業＞

	平成27年３月期	平成28年３月期	増減率
売上高	46,044千円	45,150千円	△1.9%
セグメント利益又は セグメント損失（△）	623千円	△736千円	－

（注）本事業においては海外の売上高はありません。

当事業セグメントにおいては、大学向けに研究者、技術者等を派遣し、売上高は45,150千円（前年同期比1.9%減）、セグメント損失は736千円（前年同期は623千円のセグメント利益）となりました。

なお、当事業セグメントについては、昨今の労働者派遣法の改正などの環境変化も踏まえ、主力であるメタボローム解析事業及びバイオマーカー事業へ経営資源をより一層集中するために、当連結会計年度末をもって廃止することといたしました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、20,648千円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社研究所

メタボローム解析事業関連	測定用実験装置等	12,554千円
合計		12,554千円

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により8,604千円の資金調達を実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、CE-MSを用いたメタボローム解析法をコア技術として、メタボローム解析事業で短中期的な収益を確保しつつ、そこで得られた資金をバイオマーカー事業に投下することで、より大きな収益の獲得を図ることを、中長期的な経営戦略と位置付けております。

この経営戦略の中では、大うつ病性障害バイオマーカーをはじめとするパイプラインが実用化・事業化されることによって大きな収益を生み出すと同時に、メタボローム解析技術の評価向上につながり、それがメタボローム解析事業の成長を促すと同時に、研究開発投資の拡大を通じて新たなパイプラインの創出につながるといった好循環(ポジティブ・サイクル)を確立することが重要と考えております。

上述の中長期的な会社の経営戦略に基づいて、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりです。

① メタボローム解析事業の成長と収益力の向上

当社グループの中長期的な経営戦略の中でも、メタボローム解析事業が着実に成長するとともに、解析・分析といった生産工程の改善により、持続的に収益に貢献することが極めて重要であります。したがって、国内外での営業体制の強化や、作業の標準化等を通じた生産性の改善を図るとともに、新たな測定・解析プランの開発等を通じたサービスの付加価値向上に取り組んでまいります。

② バイオマーカー事業への投資拡大

バイオマーカー事業においては、最も期待度の高いパイプライン（医療用医薬品候補化合物）である大うつ病性障害バイオマーカーの早期の実用化・事業化が最優先課題であります。このため、同バイオマーカーに関する研究用試薬等の製品開発や、大学病院等の連携医療機関拡大を通じた臨床開発に経営資源を集中的に投下してまいります。その他、研究開発体制の強化を通じて、新たなバイオマーカー候補物質の創出にも取り組んでまいります。

③ モチベーション向上等を通じた組織の活性化

当社グループは、バイオマーカー事業への本格的な投資開始に象徴されるようにビジネスモデルの大きな転換期を迎えており、これを成功裡に導くためには組織体制の柔軟な見直しや構成員のモチベーション向上が不可欠であります。したがって、報酬体系などの制度見直しの他、社内外のコミュニケーション促進を図ることにより、組織の活性化に取り組んでまいります。

④ 機動的かつ柔軟な資本政策

バイオマーカー事業への本格的な投資開始に際し、中長期的に必要となる投資資金の確保と調達は重要な経営課題であり、調達手段の多様化等も含めた機動的かつ柔軟な資本政策に取り組んでまいります。また、当社グループの企業価値向上のためには、情報開示等を通じた市場との対話も重要であるため、IR活動の強化にも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営活動に引き続きご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	平成25年度 第11期	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	610,356	686,618	780,377
営業損失（△）（千円）	△12,341	△100,512	△70,357
経常利益又は経常損失（△）（千円）	5,962	△17,560	△71,007
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	1,627	△34,728	△71,469
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	0.38	△6.59	△13.41
総資産（千円）	1,759,329	1,741,230	1,649,642
純資産（千円）	1,548,137	1,583,018	1,523,281
1株当たり純資産額（円）	299.27	297.51	285.59

（注）1．当社では、第11期より連結計算書類を作成しております。

2．「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。

3．当社は平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

4．第11期は、前年に設立した北米子会社の営業体制の整備等による支出のため営業損失を計上したものの、日本及び米国におけるがん研究用の解析プランの販売が増加し、黒字を確保しました。

5．第12期は、日本及び米国における積極的な販促活動等により売上高は伸長したものの、公的な補助金を活用し肝疾患のバイオマーカー開発を進めた他、国内外の営業体制等の組織強化に努めた結果、増収減益となりました。

6．第13期の状況は、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	平成24年度 第10期	平成25年度 第11期	平成26年度 第12期	平成27年度 第13期 (当事業年度)
売上高（千円）	496,296	600,930	668,849	750,555
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△90,854	20,710	△54,038	△14,654
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△79,496	38,946	28,195	△54,496
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△81,210	34,671	11,049	△148,765
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△6,271.09	8.24	2.10	△27.91
総資産（千円）	432,938	1,796,914	1,821,049	1,648,750
純資産（千円）	182,947	1,588,215	1,665,664	1,525,503
1株当たり純資産額（円）	14,127.23	307.02	313.04	286.01

（注）1．「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」は、普通株式の期中平均株式数により算出しております。

2．当社は平成25年10月16日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

3．第10期は、公的な助成金を活用し大うつ病性障害バイオマーカーの開発や提携交渉を行った他、がん細胞のエネルギー代謝を測定する新たなサービスの販売を開始したものの、メタボローム解析事業が落ち込み、減収赤字幅は拡大しました。

4．第11期は、大うつ病性障害バイオマーカーの臨床検査法の開発を進めるとともに、日本及び米国において医薬、臨床分野においてがん研究用の解析プランの販売が増加した結果、増収黒字へ転換しました。

5．第12期は、公的な補助金を活用し肝疾患のバイオマーカー開発を進めた他、営業体制等の整備のため人材採用を積極的に行った結果、増収減益となりました。

6．第13期は、第12期に強化した営業体制のもと、国内外の受注獲得に注力した結果、受注高・売上高共に伸長したものの、大うつ病性障害バイオマーカーの事業化に向けた技術開発等を推進したことに加え、連結子会社への貸付金に対する貸倒引当金の計上や、連結子会社の株式に対する投資損失引当金の計上等により、増収減益となりました。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	出 資 比 率	主な事業内容
Human Metabolome Technologies America, Inc.	1,000千US$	100.0%	アメリカ合衆国におけるメタボローム解析サービスの販売
HMTバイオメディカル株式会社	50,000千円	100.0%	バイオマーカー事業

（注）平成28年１月に、HMTバイオメディカル株式会社を設立いたしました。

（11）主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、メタボローム解析事業、バイオマーカー事業、人材派遣事業の３事業を行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主　　要　　製　　品
メタボローム解析事業	主に製薬や食品等の民間企業、大学や公的研究機関からメタボローム解析試験を受託し、解析結果を報告書として納品するとともに、解析結果の解釈等について助言を行っています。 （主要サービス） （A）アドバンストスキャン （B）ベーシックスキャン （C）C−SCOPE（シースコープ） （D）デュアルスキャン （F）F−SCOPE（エフスコープ）
バイオマーカー事業	主として自社のメタボローム解析技術を応用することによって発見されたバイオマーカーを用いて、疾病の新たな診断方法を開発するとともに、製品開発・臨床開発等の過程を経て、体外診断用医薬品や診断機器の製造販売を行っています。
人材派遣事業	メタボローム分野の研究者、技術員の他、研究支援を行う人材を派遣しています。

（注）１．「メタボロミクスキット事業」については、メタボロミクスキット本体の販売終了に伴い経営管理体制を見直し、「メタボローム解析事業」に含めております。

２．「バイオマーカー事業」につきましては、平成28年１月に設立いたしました、HMTバイオメディカル株式会社にて展開しております。

３．「人材派遣事業」につきましては、平成28年３月31日をもちまして事業を廃止しております。

(12) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 当社

本社　　：山形県鶴岡市
東京事務所：東京都中央区

② 子会社

Human Metabolome Technologies America, Inc.　：アメリカ合衆国 マサチューセッツ州ボストン市

HMTバイオメディカル株式会社　：神奈川県横浜市

(13) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
63名	＋４名

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）６名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	＋３名	39.0歳	5.2年

（注）上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト及び派遣社員）５名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	14,420千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　12,000,000株

（2）発行済株式の総数　5,333,800株

（3）株主数　5,748名

（前期末比67名増加）

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
冨田勝	390,000株	7.31%
曽我朋義	210,000	3.94
荘内証券株式会社	151,500	2.84
西岡孝明	150,000	2.81
株式会社平田牧場	137,000	2.57
株式会社山形銀行	93,500	1.75
株式会社ＳＢＩ証券	79,000	1.48
バイオフロンティア・グローバル２投資事業組合	75,000	1.41
シスメックス株式会社	75,000	1.41
松井証券株式会社	66,100	1.24

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(平成28年３月31日現在)

	第４回 ストック・オプション	第５回 ストック・オプション
株主総会の決議	平成19年６月28日	平成20年６月23日
発行決議の日	平成20年６月５日	平成20年８月７日
目的たる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
行使価額	667円	667円
新株予約権の個数	91個	91個
目的となる株式の数	27,300株	27,300株
主な行使条件	(注１)	(注１)
取得事由	(注２)	(注２)
権利行使期間	平成22年６月６日～ 平成29年５月31日	平成22年８月８日～ 平成30年５月31日
取締役	新株予約権の数　91個 目的である株式の数　27,300株 保有者数　1名	新株予約権の数　36個 目的である株式の数　10,800株 保有者数　2名 (注３)

	第６回 ストック・オプション	第９回 ストック・オプション
株主総会の決議	平成22年６月23日	平成24年６月25日
発行決議の日	平成22年12月８日	平成25年２月13日
目的たる株式の種類	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償
行使価額	667円	667円
新株予約権の個数	322個	98個
目的となる株式の数	96,600株	29,400株
主な行使条件	（注１）	（注１）
取得事由	（注２）	（注２）
権利行使期間	平成24年12月18日～ 平成32年５月31日	平成27年３月２日～ 平成34年５月31日
取締役	新株予約権の数　125個 目的である株式の数　37,500株 保有者数　3名 （注４）	新株予約権の数　28個 目的である株式の数　8,400株 保有者数　1名 （注５）
監査役	新株予約権の数　17個 目的である株式の数　5,100株 保有者数　1名	－

（注）１．新株予約権の主な行使の条件
① 当社株式が上場されていることを要する。
② 新株予約権者が、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
２．新株予約権の取得事由
① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
② 消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会で承認された場合、又は、完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって無償で取得することができる。
３．取締役が保有している新株予約権36個のうち36個（目的である株式の数10,800株、対象者２名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。
４．取締役が保有する新株予約権125個のうち25個（目的である株式の数7,500株、対象者１名）は、使用人として在籍中に付与されたものです。
５．取締役が保有する新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
６．当社は、平成25年10月16日付で普通株式１株を300株とする株式分割を行っております。これにより、目的となる株式の数が調整されています。

(2) 当事業年度中に当社従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成28年３月31日現在)

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
菅　野　隆　二	代表取締役社長	Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役、HMTバイオメディカル株式会社取締役
大　橋　由　明	取　締　役	研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長、HMTバイオメディカル株式会社取締役
永　嶋　　淳	取　締　役	メタボローム解析事業部長 兼 経営管理本部管掌
亀　谷　直　孝	取　締　役	営業・マーケティング本部長、Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役
宮　崎　年　恭	取　締　役	バイオマーカー・分子診断事業部長 兼 人材派遣事業部長、HMTバイオメディカル株式会社代表取締役社長
鈴　木　布佐人	取　締　役	フィデアホールディングス株式会社理事、株式会社荘内銀行理事
網　野　秀　雄	常勤監査役	
松　田　純　一	監　査　役	松田綜合法律事務所所長、株式会社グローバルダイニング取締役
水　谷　　翠	監　査　役	水谷翠会計事務所所長

(注) 1．鈴木布佐人氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、鈴木布佐人氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．松田純一氏及び水谷翠氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3．監査役松田純一氏は、弁護士資格の保有者であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査役水谷翠氏は、会計士資格の保有者であり、財務、会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。

5．平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会において、鈴木布佐人氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

6．平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会において、松田純一氏並びに水谷翠氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
7．平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会において、村上秀明氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
8．平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会において、鈴木布佐人氏並びに関根豊氏は監査役を辞任いたしました。
9．当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長	取締役研究開発本部長	大 橋 由 明	平成27年 4 月1日
取締役メタボローム解析事業 部長 兼 経営管理本部長	取締役メタボローム解析事業 部長 兼 人材派遣事業部長	永 嶋　　淳	平成27年 6 月27日
取締役バイオマーカー・ 分子診断事業部長 兼 人材派遣事業部長	取締役バイオマーカー・ 分子診断事業部長	宮 﨑 年 恭	平成27年 6 月27日
取締役メタボローム解析事業 部長 兼 経営管理本部管掌	取締役メタボローム解析事業 部長 兼 経営管理本部長	永 嶋　　淳	平成27年 8 月12日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支 給 額
取　締　役	7名	63,348千円 (うち社外１名　2,070千円)
監　査　役	5名	9,540千円 (うち社外４名　3,300千円)
合　　計	12名	72,888千円

(注) 1．上記には、平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．上記には、平成27年６月27日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役２名（うち社外監査役２名）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役　鈴木　布佐人

フィデアホールディングス株式会社理事及び株式会社荘内銀行理事を兼職しております。当社と株式会社荘内銀行との間には預金取引があります。

社外監査役　松田　純一

松田綜合法律事務所所長を兼職しております。なお、当社は松田綜合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、年間の支払額は僅少であります。

社外監査役　水谷　翠

水谷翠会計事務所所長を兼職しております。なお、当社と水谷翠会計事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	鈴　木　布佐人	就任後開催された当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、経営に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の取締役や監査役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。
社外監査役	松　田　純　一	就任後開催された当事業年度開催の取締役会12回の全て及び監査役会９回の全てに出席し、弁護士としての知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の監査役や取締役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。
社外監査役	水　谷　　翠	就任後開催された当事業年度開催の取締役12回の全て及び監査役会９回の全てに出席し、財務、会計に関する豊富な知見から、適宜当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、随時他の監査役や取締役と意見交換を行い、会社の状況や課題の把握に努めております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,874千円

（注）1．当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、平成22年７月16日開催の取締役会において決議いたしました。また、本決議の内容につきましては一部文言等につき修正決議を行い、現在の決議内容は以下のとおりであります。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「ＨＭＴの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。

② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月１回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。

③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。

④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。

② 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

３．損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。

② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査役へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。
④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、経営管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。
⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月１回取締役会を開催する他、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な意思決定を行う。
② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。
② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。
③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。
⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ＩＴを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。
⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の経営管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。
⑦ 子会社からの内部通報は、監査役又は外部弁護士等に直接通報できる。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。

③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行う。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。

② 取締役及び使用人は、監査役に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査役の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。

③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査役に報告をする。使用人の監査役への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。

② 監査役は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。

② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。

③ 経営管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置付け、万が一、反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を３回開催いたしました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月１回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては定時監査役会を12回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、常勤監査役は取締役会の他、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、コンプライアンスに抵触する事態の発生を予防するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

④ 内部監査の実施

代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当に関しては年１回の期末配当並びに業績に応じて中間配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第13期事業年度末においては未だ繰越利益剰余金がマイナスであり、バイオマーカーの開発や海外展開等に必要な資金を確保するため、内部留保の充実を優先する方針であります。

しかしながら、株主の皆様への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、配当の実施を検討してまいります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,442,624**	**流動負債**	**100,589**
現金及び預金	952,143	1年内返済予定の長期借入金	14,420
売掛金	153,366	リース債務	10,693
有価証券	300,378	未払法人税等	7,845
商品	16,451	その他	67,631
仕掛品	877	**固定負債**	**25,770**
原材料及び貯蔵品	8,484	リース債務	5,661
その他	10,921	繰延税金負債	5,779
固定資産	**207,018**	資産除去債務	13,636
有形固定資産	**90,639**	その他	693
建物及び構築物	19,755	**負債合計**	**126,360**
工具、器具及び備品	242,500	**(純資産の部)**	
リース資産	121,567	**株主資本**	**1,509,925**
減価償却累計額	△293,183	**資本金**	**1,253,941**
無形固定資産	**3,210**	**資本剰余金**	**1,242,658**
ソフトウエア	3,210	**利益剰余金**	**△986,673**
投資その他の資産	**113,167**	**その他の包括利益累計額**	**13,355**
投資有価証券	101,933	**為替換算調整勘定**	**13,355**
その他	11,233	**純資産合計**	**1,523,281**
資産合計	**1,649,642**	**負債・純資産合計**	**1,649,642**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**780,377**
売上原価		**209,704**
売上総利益		**570,672**
販売費及び一般管理費		**641,030**
営業損失		**70,357**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,890	
補助金収入	5,047	
その他	350	**7,288**
営業外費用		
支払利息	1,075	
株式交付費	60	
為替差損	6,660	
その他	141	**7,938**
経常損失		**71,007**
特別損失		
事業撤退損	2,416	**2,416**
税金等調整前当期純損失		**73,423**
法人税、住民税及び事業税	2,305	
法人税等調整額	△4,259	**△1,954**
当期純損失		**71,469**
親会社株主に帰属する当期純損失		**71,469**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成27年４月１日残高	1,249,639	1,238,355	△915,204	1,572,790	10,227	10,227	1,583,018
当期変動額							
新株の発行	4,302	4,302	－	8,604	－	－	8,604
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△71,469	△71,469	－	－	△71,469
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	3,128	3,128	3,128
当期変動額合計	4,302	4,302	△71,469	△62,865	3,128	3,128	△59,736
平成28年３月31日残高	1,253,941	1,242,658	△986,673	1,509,925	13,355	13,355	1,523,281

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,329,872**	**流動負債**	**97,476**
現金及び預金	844,353	買掛金	500
売掛金	149,003	1年内返済予定の長期借入金	14,420
有価証券	300,378	リース債務	10,693
商品	16,451	未払法人税等	7,778
仕掛品	877	未払消費税等	20,619
原材料及び貯蔵品	8,539	その他	43,465
その他	10,268	**固定負債**	**25,770**
固定資産	**318,878**	リース債務	5,661
有形固定資産	**88,491**	繰延税金負債	5,779
建物	18,097	資産除去債務	13,636
工具、器具及び備品	241,452	その他	693
リース資産	121,567	**負債合計**	**123,247**
減価償却累計額	△292,627	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**3,210**	**株主資本**	**1,525,503**
ソフトウエア	3,210	**資本金**	**1,253,941**
投資その他の資産	**227,176**	**資本剰余金**	**1,242,658**
投資有価証券	101,933	資本準備金	1,242,658
関係会社株式	193,910	**利益剰余金**	**△971,096**
関係会社長期貸付金	55,840	その他利益剰余金	△971,096
その他	11,233	固定資産圧縮積立金	9,894
投資損失引当金	△93,910	繰越利益剰余金	△980,990
貸倒引当金	△41,830	**純資産合計**	**1,525,503**
資産合計	**1,648,750**	**負債・純資産合計**	**1,648,750**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**750,555**
売上原価		**209,757**
売上総利益		**540,798**
販売費及び一般管理費		**555,452**
営業損失		**14,654**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,469	
補助金収入	5,047	
その他	306	**8,823**
営業外費用		
支払利息	1,075	
株式交付費	60	
為替差損	5,557	
貸倒引当金繰入額	41,830	
その他	141	**48,665**
経常損失		**54,496**
特別損失		
事業撤退損	2,416	
投資損失引当金繰入額	93,910	**96,326**
税引前当期純損失		**150,823**
法人税、住民税及び事業税	2,201	
法人税等調整額	4,259	**△2,058**
当期純損失		**148,765**

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	1,249,639	1,238,355	1,238,355	19,573	△841,904	△822,331	1,665,664	1,665,664
当期変動額								
新株の発行	4,302	4,302	4,302	－	－	－	8,604	8,604
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	△9,678	9,678	－	－	－
当期純損失	－	－	－	－	△148,765	△148,765	△148,765	△148,765
当期変動額合計	4,302	4,302	4,302	△9,678	△139,086	△148,765	△140,160	△140,160
平成28年3月31日残高	1,253,941	1,242,658	1,242,658	9,894	△980,990	△971,096	1,525,503	1,525,503

記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　上　亮　比　呂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　水　上　亮　比　呂　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　勢　志　　元　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び東京事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社　監査役会

常勤監査役　　網　野　秀　雄　㊞

社外監査役　　松　田　純　一　㊞

社外監査役　　水　谷　　翠　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

①当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条の事業目的を一部削除するものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、その期待される役割を充分に発揮できるようにするため、現行定款第23条（取締役の責任免除）及び第29条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、定款第23条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を表しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１～９　（条文省略）	１～９　（現行通り）
１０　労働者派遣事業	（削除）
１１　前各号に付帯関連する一切の業務	１０　（現行通り）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の責任免除） 第23条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令Cが規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第23条　（現行通り） ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の責任免除） 第29条　（条文省略） ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第29条　（現行通り） ２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を含む、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	菅野 隆二（かんの りゅうじ） （昭和25年３月23日生）	昭和49年４月　横河・ヒューレットパッカード株式会社入社 平成11年11月　横河アナリティカルシステムズ株式会社代表取締役社長 兼 事業本部長 平成18年５月　同社 代表取締役社長 兼 営業統括本部長 平成19年２月　アジレント・テクノロジー株式会社代表取締役副社長 兼 ライフサイエンス・化学分析統括本部長 平成20年２月　当社代表取締役社長 平成24年４月　当社代表取締役社長 兼 メタボローム解析事業部長 平成24年10月　Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役（現任） 平成25年９月　当社代表取締役社長（現任） 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社取締役（現任）	47,700株
2	大橋 由明（おおはし よしあき） （昭和46年８月３日生）	平成11年10月　農林水産省食品総合研究所（現 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構・食品総合研究所）開放的融合研究特別研究員 平成13年４月　慶應義塾大学環境情報学部助手（先端生命科学研究所勤務） 平成16年４月　当社入社 平成18年７月　当社研究開発部バイオメディカルグループマネージャー 平成22年６月　当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長 平成26年６月　当社取締役研究開発本部長 平成27年４月　当社取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社取締役（現任） 平成28年４月　当社取締役研究開発本部長 兼 メタボロミクス基盤研究部長 兼 事業開発室長（現任）	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	永嶋 淳 (ながしま あつし) (昭和49年10月４日生)	平成７年４月　東レ株式会社入社 平成14年４月　インテック・ウェブ・アンド・ゲノム・インフォマティクス株式会社（現 株式会社インテック）入社 平成17年７月　当社入社 平成22年10月　当社営業・マーケティング部長 平成23年６月　当社取締役営業・マーケティング本部長 平成25年11月　当社取締役メタボローム解析事業部長 兼 営業・マーケティング本部長 兼 人材派遣事業部長 平成27年６月　当社取締役メタボローム解析事業部長 兼 経営管理本部長 平成27年８月　当社取締役メタボローム解析事業部長 兼 経営管理本部管掌（現任）	1,200株
4	亀谷直孝 (かめやなおたか) (昭和47年10月29日生)	平成５年３月　プライムテック株式会社入社 平成24年11月　当社営業・マーケティング本部営業・マーケティング担当部長 平成25年１月　当社入社 営業・マーケティング本部営業・マーケティング部長 平成26年６月　当社取締役営業・マーケティング本部長（現任） 平成28年３月　Human Metabolome Technologies America, Inc. 取締役（現任）	600株
5	宮崎年恭 (みやざきとしやす) (昭和37年８月５日生)	昭和60年４月　ジャパン・グレーライン株式会社入社 平成元年５月　株式会社大塚東京アッセイ研究所（現 株式会社ビー・エム・エル）入社 平成８年１月　日本ベクトン・ディッキンソン株式会社入社 平成９年１月　株式会社大塚東京アッセイ研究所入社（大塚製薬株式会社診断事業部兼任） 平成15年３月　株式会社エイチ・ジェイ・エル代表取締役 平成20年６月　日本ベクトン・ディッキンソン株式会社入社 平成22年６月　パナソニックヘルスケア株式会社入社 平成26年４月　当社入社 平成26年６月　当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長 平成27年６月　当社取締役バイオマーカー・分子診断事業部長 兼 人材派遣事業部長 平成28年１月　HMTバイオメディカル株式会社代表取締役（現任）	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ 長谷川 哲也 (昭和42年7月24日生)	平成 8 年 6 月　公認会計士登録 平成13年 1 月　楽天株式会社入社 財務経理部副部長 平成17年 5 月　同社執行役員 経理業務部長 平成18年11月　同社執行役員 経理本部長代行 平成20年 3 月　オイシックス株式会社入社 管理部長 平成20年 7 月　同社執行役員 管理本部本部長 平成21年 6 月　同社取締役執行役員 管理本部本部長 平成27年 8 月　当社入社 経営管理本部長（現任） 平成28年 1 月　HMTバイオメディカル株式会社監査役（現任）	—
7	【社外取締役候補者】 鈴木 布佐人 (昭和24年9月30日生)	昭和47年 4 月　株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 平成15年 8 月　株式会社荘内銀行理事法人業務部部長 平成20年 6 月　同行常務執行役法人営業本部長 平成21年 6 月　当社監査役 平成21年10月　株式会社荘内銀行常務取締役 兼 常務執行役員法人営業本部長 平成25年 6 月　同行専務取締役 兼 専務執行役員 平成26年 6 月　フィデアホールディングス株式会社理事（現任） 株式会社荘内銀行理事（現任） 平成27年 6 月　当社取締役（現任）	—

（注）1．※は新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3．鈴木布佐人氏は、社外取締役候補者であります。
4．鈴木布佐人氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5．鈴木布佐人氏は、上場会社での役員経験者であり、かつ、既に６年間当社の社外監査役として、また１年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。引き続き当社の経営全般に助言を頂くことにより、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。
6．鈴木布佐人氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。なお、株式会社荘内銀行は、当社の資金調達における必要性及び代替性等を勘案し、同行は当社の特定関係事業者に該当しないと判断しております。
7．鈴木布佐人氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定は無く、また過去２年間に受けていたこともありません。

8．鈴木布佐人氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9．当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者鈴木布佐人氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。
10. 上記取締役候補者の所有する当社の株式数は、平成28年３月31日現在のものであります。

第３号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役に対する金銭報酬額は、平成23年６月22日開催の当社第８回定時株主総会において、固定報酬を年額200百万円以内、業績連動型報酬を各事業年度の営業利益の10%以内（ただし、上限を30百万円とする）として、ご承認をいただき今日に至っております。

今般、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の金銭報酬額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）については年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）、であり、第２号議案のご承認が得られますと、取締役は７名（うち社外取締役は１名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数1,000個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から５年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

第４号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権1,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式100,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、3.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3．行使価額の調整

（1）割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ⅰ 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ⅱ 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

ⅲ 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4．新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から5年間とする。

5．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7．新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１.に準じて決定する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
　上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記４.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　上記５.に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
(8) 新株予約権の取得条項
　上記７.に準じて決定する。
(9) その他の新株予約権の行使の条件
　下記10.に準じて決定する。

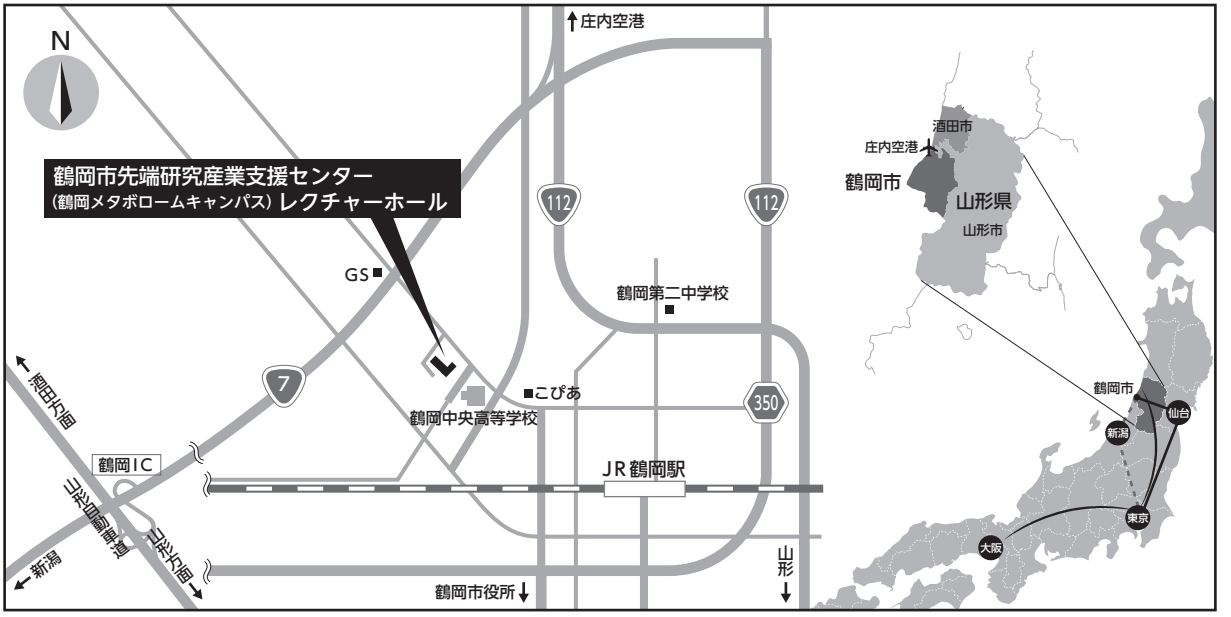
９．新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10．その他の新株予約権の行使の条件
　新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図



◆開催日時：	平成28年６月25日（土曜日）午後２時
◆会場：	山形県鶴岡市覚岸寺字水上246番地２ 鶴岡市先端研究産業支援センター（鶴岡メタボロームキャンパス）レクチャーホール
◆アクセス：	空路 [定期便利用] 東京・羽田空港→（空路60分）→庄内空港→（車18分）→鶴岡メタボロームキャンパス 陸路 [鉄道利用] JR東京駅→（上越新幹線120分）→JR新潟駅→（羽越本線110分）→JR鶴岡駅→（車５分）→鶴岡メタボロームキャンパス [高速道路利用] 東京→川口JCT→（東北自動車道）→村田JCT→（山形自動車道）→鶴岡IC→（車８分）→鶴岡メタボロームキャンパス

お問い合わせ先（平日９時～17時30分）
ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社
経営管理本部　電話：03－3551－2180